

対象となる方	軽減措置の内容
①世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方	本来は7割軽減ですが、平成21年度は特例措置として8.5割軽減に該当します。(年額5,800円)
②上記の方のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の方※1	平成21年度からは、9割軽減に該当します。(年額3,800円)
③後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方※2	平成21年度は特例措置として9割軽減に該当します。(年額3,800円)

平成21年度 後期高齢者医療制度のお知らせ

均等割額保険料の軽減措置が変わります

平成21年度の保険料における均等割額の軽減措置は上記の表のとおり変更されます(均等割額の2割軽減、5割軽減及び所得割額の軽減措置は前年度と変更ありません)。なおこれらの軽減措置を受けるために、改めて申請をする必要はありません。

※1 給与収入等がある場合でも、給与所得控除後の所得が0円(給与収入65万1千円未満)の場合は該当します。

※2 会社などの健康保険とは、協会けんぽや健康保険組合、船員保険、共済組合などです。市町村国民健康保険組合は該当しません。



介護納付金分は、40歳から64歳までの方に課税されます。今回の改正は限度額のみで、介護納付金分は、40歳から64歳までの方に課税されます。

政令改正に伴い国民健康保険税条例が改正され、平成21年度国民健康保険税の介護納付金賦課限度額が従来の9万円から10万円に引き上げられました。

介護給付金分の課税限度額が変わります

税率に変更はありません。また、医療給付分、後期高齢者支援金分の税率及び限度額に変更はありません。

納付書が変わります

国民健康保険税は、毎年7月に年税額が決定され、7月16日(木)に納税義務者である世帯主に納税通知書及び第2期から第9期までの納付書(口座振替利用者及び納税組合員は納税通知書のみ)が郵送されます。これまでの納付書は1冊綴りでした。が、今年度からコンビニエンスストアでも納付ができる単票様式(納期ごとに1枚)になりましたので、納付書の紛失や納期の間違いに十分ご注意ください。

※広報平成21年3月号11ページをご覧ください。

納税に便利な口座振替

口座振替納税にすると、納め忘れや納期を間違えることなく、納税のために金融機関等に足を運ぶ必要もなくなり、とても便利です。

申し込みは、町内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口にて申し込みください。

65歳から74歳の方へ

65歳から74歳の方で一定の要件を満たす方の国民健康保険税は、特別徴収(年金天引き)による納付となります。これまで普通徴収に該当していましたが、要件を満たせば特別徴収に変わることがありますので、納税通知書が届きましたら、納期欄を確認してください。

問い合わせください。

なお、特別徴収を希望しない場合は、申し出により口座振替納付に変えることができます。詳しくは町民税務課に問い合わせください。

下水道への早期接続をお願いします

下水道への接続状況(平成21年3月末現在)

行政区	総世帯数	接続済世帯数	接続率
中瀬町	188世帯	137世帯	72.9%
八幡町	160世帯	112世帯	70.0%
汐見町	141世帯	111世帯	78.7%
志津川処理区計	489世帯	360世帯	73.6%
伊里前上	190世帯	119世帯	62.6%
伊里前下	158世帯	90世帯	57.0%
伊里前処理区計	348世帯	209世帯	60.1%



下水道は、皆さんの家庭から排出された水を集めきれいでいる事により、生活環境を良くし河川の水質を保全するという重要な役割を担っています。美しい自然環境を子供たちに残すためにも、まだ接続されていない方は、早期の接続をお願いします。

浄化槽設置補助事業

本年度の補助対象数は50基を予定しておりますが、5月末現在で申請数が21基となっています。下水道等の区域以外の方で、本年度合併浄化槽の設置を予定している方は、早めの申請をお願いします。また、単独浄化槽を使用している方は、公共用水域への負荷を減らすためにも、お早めに合併浄化槽への転換をお願いします。

合併・単独浄化槽設置基数及び処理人口

地区名	合併浄化槽		単独浄化槽	
	設置基数	処理人口	設置基数	処理人口
戸倉	135	560	25	103
志津川	467	2,079	179	658
入谷	123	548	9	35
歌津	326	1,441	68	313
計	1,051	4,628	281	1,109

問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600



平成21年度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の方に均等に負担いただく「被保険者均等割額」によるもので、被保険者の方は、被保険者の方に均等に負担いたします。

アンケート調査にご協力ください

町では、町の情報化を計画的に推進するための指針として「南三陸町情報化推進計画」を策定するにあたり、町内にお住まいの方の中から1,000人を無作為に抽出して住民意向調査(アンケート)を実施します。

ご協力をいただく述べるには、7月中旬頃に各行政区長を通じてアンケート用紙を配布する予定ですので、必要事項を記入のうえ、8月14日(金)まで、同封の返信用封筒にて返信してください。お手数ですが、ご協力をお願いします。(切手は不要です)

皆さんの情報化に対する率直な意見・ご感想をお待ちしています。

問い合わせ

企画課情報化推進係 ☎46-1371